

東北防衛局管轄区域内で防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置の概要

- 1 防衛省が発注する工事等から排除を取りやめる業者名：株式会社紫微設計
(法人番号：1130001003392)
業者の住所：京都府京都市上京区西三本木通丸太町上る真町474番地の1
(大阪事務所 大阪市北区中之島4丁目1番9号 glaf labo 2階)
- 2 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置年月日：
令和3年3月1日
- 3 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置の範囲：
防衛省が東北防衛局管轄区域内で発注する工事等
東北防衛局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
- 4 事実概要：
大阪府警察本部から、株式会社紫微設計について、防衛省が発注する工事等からの排除要請の取消しに係る連絡があった。（別添参照）
- 5 防衛省が発注する工事等からの排除取りやめ措置理由：
防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領の1に該当しないと認められたため。

(参考)

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するための措置要領の1（抄）
防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、（中略）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、（中略）防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

大
捜 四 第 1 6 7 号
令 和 3 年 2 月 2 日

防衛省近畿中部防衛局総務部会計課長 殿

大阪府警察本部刑事部捜査第四課長



防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除要請の取消通知について

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づき、暴力団関係業者として排除要請を行った下記の者について、防衛省が発注する工事等からの排除要請の取消を通知します。

記

1 商号又は名称等

商号 株式会社紫微設計
所在地 京都市上京区西三本木通丸太町上る真町474番地の1
(大阪事務所 大阪市北区中之島4丁目1番9号 glaf labo 2階)
代表者 出口 修

2 排除要請取消の理由

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当しなくなったため。

以上

